

平成29年第4回豊後高田市議会定例会会議録（第4号）

○議事日程〔第4号〕

平成29年12月21日（木曜日）午前10時0分 開議

※開議宣告

日程第1 第58号議案

（委員長報告・修正案の説明・委員長報告及び修正案に対する質疑・討論・表決）

日程第2 第49号議案から第57号議案まで、第59号議案から第62号議案まで、第5号報告及び第6号報告

（委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・表決）

日程第3 第63号議案

（提案理由説明・質疑・討論・表決）

日程第4 議員派遣の件について

○本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

○出席議員（18名）

- | | |
|------|---------|
| 1 番 | 安 達 かずみ |
| 2 番 | 中 尾 勉 |
| 3 番 | 黒 田 健 一 |
| 4 番 | 甲 斐 明 美 |
| 5 番 | 井ノ口 憲 治 |
| 6 番 | 阿 部 輝 之 |
| 7 番 | 土 谷 信 也 |
| 8 番 | 近 藤 紀 男 |
| 9 番 | 成 重 博 文 |
| 10 番 | 安 達 隆 |
| 11 番 | 松 本 博 彰 |
| 12 番 | 河 野 徳 久 |
| 13 番 | 安 東 正 洋 |
| 14 番 | 北 崎 安 行 |
| 15 番 | 河 野 正 春 |
| 16 番 | 山 本 博 文 |
| 17 番 | 菅 健 雄 |
| 18 番 | 大 石 忠 昭 |

○欠席議員（0名）

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長 水 江 和 徳

総括主幹兼庶務係長

議 事 係 長

主 査

次郎丸 浩 一

板 井 保 明

小 門 敏 宏

○説明のため議場に出席した者の職氏名

市 長 佐々木 敏 夫

副 市 長 堤 隆

総 務 課 長 佐 藤 之 則

財 政 課 長 飯 沼 憲 一

企 画 情 報 課 長 藤 重 深 雪

地 域 活 力 創 造 課 長 川 口 達 也

税 務 課 長 近 藤 幸 一

市 民 課 長 都 甲 賢 治

保 険 年 金 課 長 丸 山 野 幸 政

社 会 福 祉 課 長 植 田 克 己

子 育 て ・ 健 康 推 進 課 長 安 田 祐 一

ウ ェ ル ネ ス 推 進 課 長 伊 南 富 士 子

人 権 ・ 同 和 対 策 課 長 清 水 栄 二

環 境 課 長 後 藤 史 明

商 工 観 光 課 長 河 野 真 一

農 業 ブ ラ ン ド 推 進 課 長 藤 原 博 文

耕 地 林 業 課 長 後 藤 洋 治

建 設 課 長 永 松 史 年

上 下 水 道 課 長 早 尻 真 一

会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長 尾 形 稔

地 域 総 務 二 課 長 兼 水 産 ・ 地 域 産 業 課 長

大 力 雅 昭

消 防 長 宗 高 徳

総 務 課 課 長 補 佐 兼 秘 書 係 長

都 甲 さ お り

総 務 課 総 務 法 規 防 災 係 長 近 藤 毅

教 育 委 員 会

教 育 長 河 野 潔

教 育 庁 総 務 課 長 兼 地 域 総 務 一 課 長

安 藤 隆 治

教 育 庁 学 校 教 育 課 長 小 川 匡

教 育 庁 文 化 財 室 長 板 井 浩

農 業 委 員 会 事 務 局 長 佐 々 木 真 治

選 挙 管 理 委 員 会 ・ 監 査 委 員 事 務 局 長

土 谷 恒 男

○議長（安達 隆君） 皆さん、おはようございます。これより本日の会議を開きます。

12月21日

○議長（安達 隆君） 日程第1、第58号議案を議題といたします。

これより、第58号議案について、委員長の報告を求めます。

総務委員長、中尾 勉君。

○総務委員長（中尾 勉君） おはようございます。

去る12月15日、総務委員会を開催し、本会議から付託されました第58号議案の審査結果を報告いたします。

第58号議案、豊後高田市職員の給与に関する条例等の一部改正についてですが、国家公務員の給与に関する人事院勧告及び大分県人事委員会勧告等を勘案し、一般職職員の給与並びに常勤特別職、市議会議員の期末手当を改定するものです。

審査の中で委員より、特別職や議員の期末手当を引き上げる法的根拠があるのかや給与改定による影響額について質疑がありました。

本議案については、反対の討論がありました。

審査の結果、第58号議案については、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、第58号議案の審査結果の報告を終わります。

○議長（安達 隆君） 以上で、委員長の報告を終わります。

本件に対しましては、大石忠昭議員ほか1名から修正案が提出されました。提出者の説明を求めます。

18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 皆さん、おはようございます。日本共産党の大石忠昭でございます。

提出者を代表いたしまして、私から第58号議案豊後高田市職員の給与に関する条例等の一部改正についてに対する修正案の説明を申し上げます。

市長が提案をしております第58号議案豊後高田市職員の給与に関する条例等の一部改正については、大きく分けて3つの改定です。

1つは、職員の給与月額を人事院勧告などに準じて引き上げる改定及び勤務手当などの引き上げです。

2つ目には、特別職の期末手当の引き上げです。市長は、4万5,643円引き上げて、年間202万2,006円、副市長は2万9,302円引き上げて102万5,570円に、教育長は3万2,120円引き上げて211万9,887円に改定する。

3つ目には、議員の期末手当の引き上げです。議長は2万3,000円引き上げて年間151万8,000円に、副

議長は2万700円引き上げて136万6,200円に、議員は1万9,550円引き上げて129万3,000円に改定するものです。

市長が提案しております職員の給与や勤勉手当などの引き上げについては賛成であります。しかし、特別職、議長や議員の期末手当の引き上げは、市民の理解同意を得ることはできないと思いますので、第58号議案を次のように修正するものであります。

その具体的な内容は、市長、副市長、教育長の期末手当の引き上げの条項の削除、議長、副議長、議員の期末手当の引き上げ条項を削除する修正です。

要約しますと、修正内容は職員の給与や勤勉手当などの引き上げだけの改定にし、市三役と議員の期末手当は据え置くためのものであります。

修正案の理由を簡単に申し上げますと、特別職の期末手当、市会議員の期末手当は、人事院勧告及び大分県人事委員会勧告等を勘案し改定するというの、法的根拠がないと思います。

それから、市民の暮らしの困難が続いており、社会保障は改悪され負担増が相次いでおりますけれども、市民生活の実態を考慮すれば、市民の理解や同意は得られないからであります。

議員各位におかれましては、慎重にご審議をさせていただきまして、ご協賛くださいますようお願いを申し上げ修正案の説明といたします。

○議長（安達 隆君） 以上で、提出者の説明を終わります。

これより、ただいまの委員長報告及び修正案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安達 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の通告はありませんでした。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安達 隆君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、第58号議案についての採決に入ります。

採決の順序について、あらかじめ申し上げます。まず初めに、修正案について採決をします。次に、市長が提案した原案について採決を行います。

それでは最初に、大石忠昭君ほか1名から提出された修正案について起立により採決いたします。議席に設置されている可否いずれかのボタンを押した後、問題を可とする者は起立をしてください。

お諮りいたします。大石忠昭君ほか1名から提出された修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(安達 隆君) 起立少数であります。

よって、大石忠昭君ほか1名から提出された修正案については、否決されました。

次に、市長が提案した原案について起立により採決いたします。市長が提案した原案に賛成の諸君の起立を求めます。ボタンを押してください。

(賛成者起立)

○議長(安達 隆君) 起立多数であります。

よって、第58号議案は原案のとおり可決されました。

○議長(安達 隆君) 日程第2、第49号議案から第57号議案まで、第59号議案から第62号議案まで、第5号報告及び第6号報告を一括議題といたします。これより、委員長の報告を求めます。

総務委員長、中尾 勉君。

○総務委員長(中尾 勉君) おはようございます。

去る12月15日、総務委員会を開会し、本会議から付託されました議案4件、報告1件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第49号議案、平成29年度豊後高田市一般会計補正予算(第6号)のうち、本委員会に付託された部分ですが、歳入予算の内容については、国庫支出金、県支出金などで財源措置されており、補正額は、1億61万6,000円の増額で、補正後の予算総額は、147億3,693万円となっています。

歳出予算の内容については、総務費では、ケーブルネットワーク事業特別会計の補正に係る繰り出し金が計上されています。

一般会計全体では、人事院勧告等に準じた給与改定、人事異動等による調整等に伴う人件費が計上されています。

審査の中で委員より、財政調整基金の活用についてや時間外手当削減の内容について質疑がありました。

審査の結果、第49号議案のうち、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第51号議案、平成29年度豊後高田市ケーブルネットワーク事業特別会計補正予算(第2号)ですが、給与改定及び人事異動等による人件費の調整額が計上されています。

審査の結果、第51号議案については、提案の趣旨

を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第59号議案、豊後高田市税特別措置条例の一部改正についてですが、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律等の一部改正に伴い、地域の成長発展の基盤強化に資する事業の用に供する施設に係る固定資産税の課税免除等について、所要の規定の整備を行うものです。

審査の結果、第59号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第5号報告、平成29年度豊後高田市一般会計補正予算(第4号)についてですが、第48回衆議院議員総選挙及び第24回最高裁判所裁判官国民審査に係る予算の専決処分をしたので、地方自治法第179条第3項の規定に基づき、承認を求めるものです。

審査の中で委員より、ポスター掲示場設置及び撤去業務の委託契約についてや期日前投票所を高校に設置できないかなどの質疑や意見が出されました。

審査の結果、第5号報告については、報告の趣旨を認め、全員異議なく承認すべきものと決しました。

以上で、総務委員会審査結果の報告を終わります。

○議長(安達 隆君) 社会文教委員長、安達かずみ君。

○社会文教委員長(安達かずみ君) おはようございます。

去る12月18日、社会文教委員会を開会し、本会議から付託されました議案3件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第49号議案、平成29年度豊後高田市一般会計補正予算(第6号)のうち、本委員会に付託された部分ですが、歳出予算の内容としては、総務費では、平成28年度事業における精算償還金が計上されています。

民生費では、国の補助基準額の増額改定に伴う経費などが計上されています。

衛生費では、平日夜間、土曜の午後、日曜・祝日の救急医療を担う医療機関への運営補助金で、その不足額を補正する経費が計上されています。

次に、債務負担行為補正については、指定管理業務委託料を追加しています。

審査の中で委員より、救急医療対策事業の補助金の減額理由について質疑がありました。

審査の結果、第49号議案のうち、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異

12月21日

議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第54号議案、公の施設の指定管理者の指定については、豊後高田市立図書館の設置の目的を効果的に達成するため、当該公の施設の管理を行わせる指定管理者を指定するものです。

審査の中で委員より、図書館職員の労働条件や図書選定について質疑がありました。

本議案については、反対の討論がありました。

審査の結果、第54号議案については、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

第55号議案、公の施設の指定管理者の指定については、豊後高田市真玉B&G海洋センターの設置の目的を効果的に達成するため、当該公の施設の管理を行わせる指定管理者を指定するものです。

審査の結果、第55号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、社会文教委員会審査結果の報告を終わります。

○議長（安達 隆君） 産業建設委員長、阿部輝之君。

○産業建設委員長（阿部輝之君） おはようございます。

去る12月19日、産業建設委員会を開会し、本会議から付託されました議案9件、報告1件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第49号議案、平成29年度豊後高田市一般会計補正予算（第6号）のうち、本委員会に付託された部分ですが、歳出予算の内容としては、農林水産業費では、森林経営計画に基づき森林の間伐事業等を行う西高森林組合へ高性能機械導入に係る支援を行う経費などが計上されています。

商工費では、移住者の起業チャレンジを支援するもので、本年度の創業予定の増加に伴い補正を行う経費などが計上されています。

土木費では、公共下水道事業特別会計の補正に係る繰り出し金が計上されています。

次に、債務負担行為補正については、指定管理業務委託料を追加しています。

審査の中で委員より、森林組合へ高性能林業機械導入支援事業の内容についてやスパランド真玉の指定管理料の契約内容について質疑がありました。

審査の結果、第49号議案のうち、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異

議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第50号議案、平成29年度豊後高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について及び第52号議案、平成29年度豊後高田市水道事業会計補正予算（第1号）についてですが、給与改定及び人事異動等による人件費の調整額が計上されています。

審査の結果、第50号議案及び第52号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第53号議案、字の区域の変更については、県営中山間地域総合整備事業の換地処分を行うため、地方自治法第260条第1項の規定により議決を求めるものです。

審査の結果、第53号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第56号議案及び第57号議案、公の施設の指定管理者の指定については、豊後高田市スパランド真玉及び長崎鼻リゾートキャンプ場の設置の目的を効果的に達成するため、当該公の施設の管理を行わせる指定管理者を指定するものです。

審査の結果、第56号議案及び第57号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第60号議案、豊後高田市工場等立地促進条例の一部改正については、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正に伴い、地域の成長発展の基盤強化に資する事業の用に供する施設に係る固定資産税の課税免除等を行うため、適用工場等の指定について、所要の規定の整備を行うものです。

審査の結果、第六十号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第61号議案、豊後高田市長崎鼻リゾートキャンプ場条例の一部改正については、豊後高田市長崎鼻リゾートキャンプ場の利用料金等の見直しを行うものです。

審査の結果、第61号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第62号議案、豊後高田市簡易水道事業の豊後高田市水道事業への統合に伴う関係条例の整備等については、簡易水道事業の水道事業への統合に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

審査の結果、第62号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第6号報告、平成29年度豊後高田市一般会計補正予算（第5号）についてですが、台風18号の災害復旧に係る予算の専決処分をしたので地方自治法第179条第3項の規定に基づき、承認を求めるものです。

審査の結果、第6号報告については、報告の趣旨を認め、全員異議なく承認すべきものと決しました。

以上で、産業建設委員会審査結果の報告を終わります。

○議長（安達 隆君） 以上で、委員長の報告を終わります。

これより、ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安達 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許します。

18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 日本共産党の大石忠昭でございます。

私は日本共産党市議団を代表いたしまして、第54号議案に反対討論をいたします。

この議案は、図書館の施設の管理を行わせる指定管理者を、東京都に本社がある図書館流通センター、TRC・日本管財グループに指定する議案です。

図書館の指定管理に反対する理由について、4つ述べたいと思います。

1つは、公立図書館は住民の生活、職業、性分と精神的自由に深くかかわる機関であり、地方公共団体の責任において、直接管理運営し、住民の権利である資料要求を保障すべきであると考えます。図書館は、直営で運営することが望ましいからであります。

公立図書館は、住民が持っている基本的な権利やさまざまな要求に応えるために、地方公共団体が設置し運営する図書館であり、乳幼児から高齢者まで、住民全ての生涯にわたる自己教育に資するとともに、住民が情報を入手し、芸術や文学を鑑賞し、地域文化の創造に資することを目的とした教育機関です。

公立図書館は、住民一人一人の資料要求に対する個別対応を基本とし、住民の公平な利益の観点から、全ての住民に公平に基本的なサービスを保障するこ

とを目的としています。広く市民に図書館を利用していただくために、直営に戻すべきです。

2つ目には、今回の指定管理者の選定は1グループのみで行っているからです。前回5年前は、この募集に対して12団体が説明会に参加しております。そして、最終的には3団体が応募をしております。指定管理選定委員会において87.6という点数の評価を得た団体が選任されております。

ところが今回は1社、今回は応募者が1グループのみでありまして、しかも、評価額については86点という、前回よりも点数評価が下がっております。

3つ目には、書籍の購入について、TRCグループの利益優先で市内業者の購入量が余りにも少ないからであります。

指定管理料は5年間で1億9,340万円、それとは別に、年間約1,400万円程度の図書などの購入は委託料という形で指定業者に支払われます。実態としては、その大半の図書などはTRCからの購入する仕組みとなっています。

図書は市民の税金で購入されるものでありますが、そのお金が地元へ落ちず、東京本社の手元に入るといことは納得できません。本市では、中小企業振興条例を制定しておりますので、地元の業者の育成、保護が大きな課題になっておりますので、これでよいのかが問われます。図書は東京の図書館流通センターTRCで購入するのではなくて、地元書店で購入すべきであります。

最後に4つ目には、新たに購入する図書などの選定、収集資料の決定及び図書館から除籍する図書などの選定、除籍資料の決定は、実質的には指定管理者、この図書館流通センターTRCメンバーで選定が行われておりまして、教育委員会は、それをうのみにして事後承認という形がとられています。

指定管理者任せではなくて、教育委員会が実質図書の選定や除籍選定の中に、この作業に携わって、教育委員会の責任で決定すべきであると考えます。

以上、4点の理由で第54号議案に反対いたします。議員各位のご賛同をお願い申し上げまして、討論を終わりたいと思います。

○議長（安達 隆君） 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安達 隆君） これにて討論を終結いたします。

12月21日

ただいまから採決に入ります。

お諮りいたします。お手元に配付してあります採決表の一括採決するものの中で、反対のありました第54号議案を除く各議案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安達 隆君) ご異議なしと認めます。よって、採決表の一括採決するものの中で反対のありました第54号議案を除く各議案は、委員長の報告のとおり決定をいたしました。

次に、反対のありました第54号議案について、起立により採決いたします。

議席に設置されている可否いずれかのボタンを押した後に、問題を可とするものは起立をしてください。

お諮りいたします。第54号議案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(安達 隆君) 起立多数であります。よって、第54号議案は、委員長の報告のとおり決定をいたしました。

○議長(安達 隆君) 日程第3、第63号議案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長、佐々木敏夫君。

○市長(佐々木敏夫君) 提案理由のご説明を申し上げます。

第63号議案は、監査委員の選任につきましてでございます。本年12月19日をもって任期が満了した監査委員に、安部多喜男氏を再任したいので同意を求めらるものでございます。

何とぞ慎重審議の上、ご協賛賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(安達 隆君) お諮りいたします。本案については委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安達 隆君) ご異議なしと認めます。よって、第63号議案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安達 隆君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安達 隆君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、第63号議案を採決いたします。

本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安達 隆君) ご異議なしと認めます。よって、第63号議案については、これに同意することに決しました。

○議長(安達 隆君) 日程第4、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件については、お手元に配付してありますとおり派遣することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安達 隆君) ご異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、お手元に配付してありますとおり派遣することに決定いたしました。

なお、やむを得ない事情による変更、または中止については、その決定を議長に一任願います。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。これをもちまして、平成29年第4回豊後高田市議会定例会を閉会いたします。

午前10時37分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

豊後高田市議会議長 安達 隆

豊後高田市議会議員 松本 博彰

豊後高田市議会議員 河野 徳久